

## 千葉県回復期リハビリテーション病棟等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、千葉県地域医療介護総合確保基金による千葉県計画(平成26年10月31日策定)に基づき、千葉県内において知事が認める病院の開設者が実施する回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟(以下「回復期リハビリ病棟等」という。)の整備事業に要する経費について予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象者等)

第2条 この補助金の補助対象者、補助事業及び補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 補助対象者

医療法(昭和23年法律第205号)に基づく千葉県内の病院の開設者であって知事が適当と認めるもの。

(2) 補助対象事業

「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に規定する「回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等」「地域包括ケア病棟入院料の施設基準等」を満たす施設を開設するための施設及び設備整備事業

ただし、急性期病棟(一般病棟入院基本料(7対1若しくは10対1)の算定の病棟)から回復期リハビリ病棟等への転換に係るものに限る。

(3) 補助対象経費

ア 施設整備

回復期リハビリ病棟等及び回復期リハビリ病棟等開設のために必要な機能訓練(室)の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除くものとする。

(ア) 土地の取得又は整地に要する費用

(イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用

(ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(エ) 既存建物の買収に要する費用

(オ) その他整備費として適当と認められない費用

イ 設備整備

回復期リハビリ病棟等の開設に必要な医療機器等の備品購入費

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その

他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

### 3 暴力団又は暴力団と社会的に避難されるべき関係を有している者

（暴力団密接関係者）

#### 第3条

規則第17条第1項第3号の知事が認める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金は、次により算出された額を交付するものとする。

- (1) 別表「1 基準額」に定める基準額と、「2 補助対象経費」に定める補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、1施設あたりの補助金の交付額は、40,000千円を限度額とする。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を申請しようとする者(以下「補助事業者」という。)は、規則第3条の規定により、知事が別に定める期日までに、千葉県回復期リハビリテーション病棟等整備事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者が地方公共団体の場合にあつては、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 補助事業者が他の地方公共団体以外の場合にあつては、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(補助事業者が地方公共団体以外の場合は30万円以上)の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供

し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 補助事業と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税等の額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (13) 第1号から第12号までにより附した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（承認申請）

第7条 補助事業者は、前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けうとするときは、千葉県回復期リハビリテーション病棟等整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業（施設整備事業に限る。）に関し、当該事業年度の12月末日現在の遂行状況について、当該事業年度の1月15日までに、千葉県回復期リハビリテーション病棟等整備事業状況報告書（別記第3号様式）により知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、規則第12条の規定により、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日、又は補助金の交付の決定に係る県の会計年度終了の日のいずれか早い日までに、千葉県回復期リハビリテーション病棟等整備事業実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第10条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉県回復期リハビリテーション病棟等整備事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第11条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により概算払により補助金の交付を受けようとするときは、千葉県回復期リハビリテーション病棟等整備事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年3月23日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

(別表)

1 基準額	2 補助対象経費	
<p>補助事業により増加する回復期リハビリ病棟等の病床数のうち、知事が必要と認める病床数に、次に定める1床あたりの単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 新築・増改築 立替え(従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度にものを建築する場合)や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建増しをする場合、敷地内に別棟を新築する場合等をいう。</p> <p>1床あたり 1,600千円</p> <p>(2) 改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合をいう。</p> <p>1床あたり 800千円</p>	施設整備	<p>回復期リハビリ病棟等及び回復期リハビリ病棟等開設のために必要な機能訓練室の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p>
	設備整備	<p>回復期リハビリ病棟等の開設に必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品あたりの単価が100千円以上のものに限る。 また、1施設あたりの設備整備の補助対象経費は、10,500千円を限度額とする。</p>

※ 1施設あたりの補助限度額は40,000千円を限度額とする。

※ 設備整備のみの場合は、「1基準額」の適用なし。